

第**27**回**定時株主総会  
招集ご通知**

日時

2023年6月29日（木曜日）

午前10時

※開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

日比谷三井カンファレンス ROOM1+2

(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階)

## 目次

第27回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	23
連結計算書類	42
計算書類	44
監査報告書	46

新型コロナウイルス感染症等の状況により、株主総会運営上大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nanocarrier.co.jp/>) 内にてお知らせいたします。

**ナノキャリア株式会社**

証券コード：4571

証券コード 4571  
(発送日) 2023年6月9日

(電子提供措置の開始日) 2023年5月30日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目4番10号  
ナノキャリア株式会社  
代表取締役社長 秋 永 士 朗

## 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下【電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト】に掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト】

項番	ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト <a href="https://www.nanocarrier.co.jp/ir/news/">https://www.nanocarrier.co.jp/ir/news/</a>	IRニュース一覧、2023年、株主総会関連情報を順に選択し、確認ください。
2	上場会社情報サービス（東京証券取引所） <a href="https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show">https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show</a>	銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。
3	株主総会ポータル <sup>®</sup> （三井住友信託銀行） <a href="https://www.soukai_portal.net">https://www.soukai_portal.net</a>	同封の議決権行使書にある二次元コードを読み取るか、左記URLにアクセスしID・初期パスワードを入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態になる場合がございます。  
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、3ページの「議決権行使のご案内」をご参照いただき、株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時  
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号  
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2  
(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階)
3. 目的事項  
報告事項
- 1.第27期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2.第27期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、東証ウェブサイト及び株主総会ポータル<sup>®</sup>において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただけます。

### ■株主総会にご出席される場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時：2023年6月29日（木曜日）午前10時

### ■郵送（書面）にて議決権を行使される場合

株主総会参考書類をご検討いただき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

行使期限：2023年6月28日（水曜日）午後5時30分到着分まで

### ■インターネットにて議決権を行使される場合

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

#### 2. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。  
また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031

(受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため、監査役会設置会社に移行することを決定いたしました。会社法では、現行の監査等委員会設置会社や指名委員会設置会社という機関設計もありますが、当社のガバナンス機構を強化向上するために、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、取締役会から独立した非業務執行機関である監査役及び監査役会に取締役会への監査機能を担わせることによって、牽制機能の強化並びに経営戦略のより迅速かつ柔軟な決定及び実行を図る目的で、監査役会設置会社に機関設計を変更するものであります。これに伴い、監査役会設置会社への移行に必要な監査役及び監査役会に関する規定の新設並びに監査等委員及び監査等委員会に関する規定の削除を行います。
- (2) 上記監査役会設置会社への移行に伴う定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
- (3) 当社は2023年1月、これまでのビジネスモデルを抜本的に見直し、mRNA医薬のIPを創出するIPジェネレーターとして事業モデルを転換することを決定しております。これを踏まえ、mRNA医薬を事業の柱とする当社の新たな事業形態を端的に示すため、現行定款第1条の商号を「ナノキャリア株式会社」から「NANO MRNA株式会社」に変更するものであります。
- (4) 上記商号変更に伴う定款変更については、2023年11月1日を効力発生日とする附則を設けるとともに、効力発生日経過後に当該附則を削除するものであります。
- (5) 当社は、業務効率及び生産性向上を目的として、2023年11月に本社機能を愛宕グリーンヒルズMORIタワーへと移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都中央区から東京都港区に変更するものであります。
- (6) 上記本店移転に伴う定款変更については、2023年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとする旨の附則を設けるとともに、効力発生日経過後に当該附則を削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条【商号】 当社は、<u>ナノキャリア株式会社</u>と称し、英文では、<u>NanoCarrier Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第2条 (省 略)</p> <p>第3条【本店の所在地】 当社は、本店を <u>東京都中央区</u>に置く。</p> <p>第4条【機関】 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査等委員会</u> (新 設)</p> <p>3 会計監査人</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>第18条【員数】 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は8名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内 (その過半数は社外取締役とする。)</u> とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条【商号】 当社は、<u>NANO MRNA株式会社</u>と称し、英文では、<u>NANO MRNA Co., Ltd.</u> と表示する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条【本店の所在地】 当社は、本店を <u>東京都港区</u>に置く。</p> <p>第4条【機関】 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査役</u></p> <p>3 <u>監査役会</u></p> <p>4 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条【員数】 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第19条【選任方法】 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p> <p>第20条 (省 略)</p> <p>第21条【任期】 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条【代表取締役及び役付取締役】 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (省 略)</p>	<p>第19条【選任方法】 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条【任期】 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第22条 【代表取締役及び役付取締役】 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p>



現行定款	変更案
<p>第24条【取締役会の招集通知】 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条【監査等委員会の招集通知】 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第26条 (省 略)</p> <p>第27条【重要な業務執行の決定の委任】 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条【取締役会の議事録】 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (省 略)</p>	<p>第24条【取締役会の招集通知】 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第25条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>第26条【取締役会の議事録】 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>



現行定款	変更案
(新 設)	<p>第34条 <u>【監査役会の招集通知】</u>  <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>第35条 <u>【監査役会の決議方法】</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p>第36条 <u>【監査役会の議事録】</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p>第37条 <u>【監査役会規程】</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
(新 設)	<p>第38条 <u>【報酬等】</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="480 148 592 178">(新 設)</p> <p data-bbox="426 592 647 622">第5章 会計監査人</p> <p data-bbox="269 632 586 662">第33条～第35条 (省 略)</p> <p data-bbox="465 671 607 701">第6章 計算</p> <p data-bbox="269 710 586 740">第36条～第39条 (省 略)</p>	<p data-bbox="819 148 1130 178">第39条 <b>【監査役の責任免除】</b></p> <p data-bbox="819 187 1348 378">当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="819 387 1348 577">2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p data-bbox="979 592 1200 622">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="819 632 1161 662">第40条～第42条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1016 671 1161 701">第7章 計算</p> <p data-bbox="819 710 1161 740">第43条～第46条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="485 148 586 175">附 則</p> <p data-bbox="278 189 684 216"><u>【監査役の責任免除に関する経過措置】</u></p> <p data-bbox="264 228 795 417">当社は、<u>監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="264 429 795 618">2. <u>監査等委員会設置会社移行前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、監査等委員会設置会社移行に伴う変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="480 630 591 657">(新 設)</p>	<p data-bbox="1034 148 1135 175">附 則</p> <p data-bbox="1025 189 1146 216">(削 除)</p> <p data-bbox="828 630 1146 657"><u>【商号変更に関する経過措置】</u></p> <p data-bbox="814 669 1354 934">第1条【商号】の変更は、2023年11月1日から効力を生ずるものとする。ただし、2023年10月30日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに決定された日から効力を生ずるものとし、本附則は、<u>商号変更の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p> <p data-bbox="828 946 1191 973"><u>【本店の所在地に関する経過措置】</u></p> <p data-bbox="814 985 1354 1174">第3条【本店の所在地】の変更は、2023年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則は、<u>本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行し、監査等委員でない取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制の構築を図るべく、1名減員し取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	再任 あきながしろう 秋永士朗 (1956年11月28日生)	1981年4月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 1994年4月 同社医薬研究所主任研究員 2001年4月 同社創薬研究本部がん領域マネジャー 2006年4月 同社研究開発本部国際開発部長、臨床開発第一部長歴任 2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）開発本部臨床開発第一部長 2011年3月 同社執行役員国際開発統括 2013年3月 同社フェロー 2017年3月 アクセルナ株式会社取締役CSO 2018年11月 同社代表取締役社長 2020年6月 当社取締役 2020年9月 当社取締役研究開発本部長CSO 2022年9月 株式会社PrimRNA代表取締役社長（現任） 2022年12月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長CSO（現任）	78,760株
2	再任 まつむらあつし 松村淳 (1962年1月24日生)	1986年4月 野村證券株式会社入社 2008年1月 株式会社クワイエット・パートナーズ代表取締役 2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役 2012年3月 当社取締役 2017年3月 株式会社ALBERT取締役 2019年12月 アクセルマーク株式会社取締役会長 2020年4月 アクセリード株式会社取締役会長（現任） 2020年5月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長CEO（現任） 2021年3月 アクセルマーク株式会社取締役（現任） 2021年6月 当社取締役 2023年1月 当社取締役会長（現任）	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	再任 ふじもとこうじ氏 藤本浩治 (1972年11月20日生)	1996年4月 日産建設株式会社（現りんかい日産建設株式会社）入社 2002年11月 当社入社 2005年7月 当社管理部総務人事課長 2015年5月 当社管理部次長 2017年4月 当社総務人事部長 2019年12月 当社コーポレート本部長 2020年6月 当社取締役コーポレート本部長（現任）	36,100株
4	再任・社外 おかのてるお氏 岡野光夫 (1949年3月21日生)	1994年1月 東京女子医科大学医用工学研究施設教授 1994年1月 米国ユタ大学薬学部併任教授（現任） 1996年6月 当社取締役（現任） 2001年4月 東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授 2001年5月 株式会社セルシード取締役 2014年4月 東京女子医科大学名誉教授（現任）・特任教授 2016年9月 米国ユタ大学薬学部細胞シート再生医療センター長（現任） 2020年4月 東京女子医科大学先端生命医科学センター長 2022年4月 東京女子医科大学先端生命医科学研究所特任顧問（現任）	323,800株
5	再任・社外 かたおかかずのり氏 片岡一則 (1950年11月27日生)	1979年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設助手、講師、助教授歴任 1989年4月 東京理科大学基礎工学部助教授、教授歴任 1998年4月 東京大学大学院工学系研究科教授 2004年7月 東京大学大学院医学系研究科教授（併任） 2015年7月 公益財団法人川崎市産業振興財団ナノ医療イノベーションセンター センター長（現任） 2016年4月 東京大学特任教授 2016年6月 東京大学名誉教授（現任） 2016年7月 公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長（現任） 2020年6月 日産化学株式会社取締役（現任） 2020年6月 当社取締役（現任）	324,350株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
6	再任・社外 飯野智 (1965年7月9日生)	<p>1989年4月 株式会社日立製作所入社  2000年3月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社  2004年2月 同社取締役  2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ執行役員  2012年3月 当社取締役  2013年4月 株式会社ウィズ・パートナーズ投資運用部長  2013年6月 株式会社アドバンスト・メディア取締役  2015年3月 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ディレクターファンド事業CIO  2017年3月 株式会社ALBERT取締役  2019年12月 アクセルマーク株式会社取締役  2019年12月 株式会社CRI・ミドルウェア取締役(現任)  2020年4月 アクセリード株式会社取締役(現任)  2021年2月 株式会社ARCALIS代表取締役  2021年6月 当社取締役(現任)  2021年6月 株式会社ウィズ・パートナーズ取締役COO兼Co-CIO(現任)  2022年7月 株式会社IPガイア代表取締役会長(現任)  2023年4月 アクセルマーク株式会社取締役会長(現任)  2023年5月 株式会社ARCALIS取締役会長(現任)</p>	一株
7	再任・社外 長谷川由紀 (1978年2月1日生)	<p>2007年1月 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター研究員  2008年4月 同所オミックス基盤研究領域ポスドクフェロー  2010年4月 同所オミックス基盤研究領域研究員  2013年4月 同所ライフサイエンス技術基盤研究センター副チームリーダー  2014年9月 旭化成株式会社主査  2016年7月 株式会社ウィズ・パートナーズアソシエイト・ディレクター  2019年4月 同社ディレクター  2021年5月 同社ヘルスケアインベストメントヘッド(現任)  2021年6月 当社取締役(現任)  2021年10月 株式会社IPガイア取締役(現任)</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 岡野光夫、片岡一則、飯野智及び長谷川由紀は、社外取締役候補者であります。また、当社は岡野光夫及び片岡一則を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き岡野光夫及び片岡一則が独立役員となる予定です。  
3. 秋永士朗を取締役候補者とした理由は、製薬企業における研究及び国内外の臨床開発に幅広い経験と見識を有し、当社においては2020年より研究開発本部長CSOとして、2022年より代表取締役社長として当社の経営戦略決定や職務執行の中核を担っており、今後も経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行の中核を担う重要な人材と考えているためです。  
4. 松村淳を取締役候補者とした理由は、戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を保有しており、企業経営の専門家としての視点に基づき、当社取締役会長として当社の事業方針の決定等にお



- いて監督、助言等いただくことを期待したためであります。
5. 藤本浩治を取締役候補者とした理由は、入社以来長年にわたり、コーポレート部門における豊富な経験に基づく高い見識を有しており、当社の経営管理推進とコンプライアンス向上による持続的な企業価値向上に努め、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を果たす重要な人材と考えているためです。
  6. 岡野光夫を社外取締役候補者とした理由は、当社創業メンバーの一人であり、当社の研究開発に関して技術的見地から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  7. 片岡一則を社外取締役候補者とした理由は、当社創業メンバーの一人であり、バイオマテリアルに関する豊富な知見を有していることから、当社の研究開発に関して専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  8. 飯野智を社外取締役候補者とした理由は、投資会社においてヘルスケア・IT領域を中心とした多数のベンチャー企業への投資・育成経験があることから、これまでの知見を活かし、当社の事業開発分野等に関する有益な助言・指導をいただくことを期待したためであります。
  9. 長谷川由紀を社外取締役候補者とした理由は、研究機関及び製薬会社において研究者として長年の経験を有し、投資会社においてはヘルスケア領域を中心に投資・育成を行ってきた経験があり、当社の研究開発やIR戦略等につき有益な助言・指導をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  10. 社外取締役候補者の本定時株主総会終結の時までの在任年数は、岡野光夫は27年、片岡一則は3年、飯野智及び長谷川由紀は2年であります。
  11. 松村淳、飯野智及び長谷川由紀が所属する株式会社ウィズ・パートナーズは、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。2023年3月31日現在でTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が保有する当社の転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の潜在株式数は17,464,954株であります。
  12. 当社は松村淳、岡野光夫、片岡一則、飯野智及び長谷川由紀との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏が原案どおり選任されますと、岡野光夫、片岡一則、飯野智及び長谷川由紀との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
    - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
  13. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く。）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】当社取締役会のスキルマトリックス（第3号議案が承認可決された場合）

氏名	性別	在任期間	社外取締役	独立取締役	企業経営	R&D	創薬/ ヘルスケア	財務会計 ファイナンス/ ICT	人事/ 労務	法務・ コンプライアンス
秋永士朗	男性	3			●	●	●			
松村 淳	男性	2			●		●	●		
藤本浩治	男性	3						●	●	●
岡野光夫	男性	27	●	●		●				
片岡一則	男性	3	●	●		●				
飯野 智	男性	2	●		●		●	●	●	
長谷川由紀	女性	2	●			●	●			

### 第3号議案 監査役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	新任 まつ やま てつ ひと 松 山 哲 人 (1962年7月3日生)	1986年4月 三菱商事株式会社入社 2002年9月 ナノテック・パートナーズ株式会社代表取締役 2003年5月 株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役 COO兼CFO、代表取締役社長歴任 2007年10月 株式会社CSK-IS執行役員 2010年5月 株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員 海外事業グループCOO等歴任 2012年11月 日東紡績株式会社参与、同理事、ニッポー ーメディカル株式会社専務取締役等歴任 2014年12月 当社顧問 2015年6月 当社取締役CFO兼社長室長 2018年6月 株式会社イントラスト取締役（現任） 2019年11月 当社代表取締役社長CEO 2023年1月 当社取締役副会長（現任）	87,400株
2	新任・社外 まつ お たかし 松 尾 隆 (1961年3月15日生)	1984年4月 株式会社山善入社 1998年4月 株式会社オートバックスセブン経営企画部長 2002年6月 同社取締役エグゼクティブ・オフィサー経営 企画、経理・財務、広報、IR担当兼経営企画 管理室長 2004年6月 同社取締役オフィサー経営戦略推進担当兼 経営企画管理室長 2006年4月 同社取締役CSO経営戦略推進統括 2007年5月 取締役CSO経営戦略推進統括兼Co-COO海 外事業戦略推進統括 2010年4月 株式会社大洋代表取締役社長 2013年4月 株式会社オートバックス南海代表取締役社長 2014年4月 株式会社オートバックス福岡代表取締役社長 2021年4月 株式会社オートバックス南日本販売相談役 （現任）	一株
3	新任・社外 わ だ せいいちろう 和 田 成一郎 (1962年8月2日生)	1986年4月 野村證券株式会社入社 2008年7月 同社不動産投資業務部長 2013年4月 野村不動産投資顧問株式会社海外営業部長 2014年10月 同社取締役執行役員 2015年4月 同社取締役常務執行役員 2017年4月 同社監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松尾隆及び和田成一郎は、社外監査役候補者であります。また、本議案が承認可決された場合、松尾隆は独立役員となる予定です。
  3. 松山哲人を監査役候補者とした理由は、当社において取締役CFO、代表取締役社長及び取締役副会長として経営戦略決定や職務執行を中核として担ってきた経験を有し、当社事業に精通していることから、常勤監査役として当社経営全般を監視いただくことにより、コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待しているためであります。
  4. 松尾隆を社外監査役候補者とした理由は、上場企業における経営戦略や経営管理の幅広い経験に基づき、監査役として当社経営全般を監視いただくこと、また、当社の内部管理体制等につき意見をいただくことにより、コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待しているためであります。
  5. 和田成一郎を社外監査役候補者とした理由は、不動産投資顧問会社で6年にわたり監査役業務に従事した知見を活かし、監査役として当社経営全般を監視いただき、当社の内部管理体制等に関し意見をいただくことにより、コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待しているためであります。
  6. 当社は、本議案が承認可決された場合、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
  7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当社監査役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く。）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査役会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案した上で相当と考えられる金額として、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきますたく存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役5名）であり、本議案に係る取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役4名）となります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### 第5号議案 監査役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査役会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査役の報酬額を、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案した上で相当と考えられる金額として、年額40百万円以内とさせていただきますたく存じます。

本議案に係る監査役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、年額50百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年200,000株以内）として株主の皆様のご承認をいただきましたが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査役会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「取締役の報酬等の額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたし存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定いたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本譲渡制限付株式の付与は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役5名）であり、本議案に係る取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役4名）となります。

上記による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上の期間とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、各対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと等を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定めに従い合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

各対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

(当該書面)

## 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による制限緩和により、社会・経済活動の正常化が進んでおり、景気は緩やかな回復基調を維持しております。他方で資源価格の高騰や欧米を中心とした金融引き締め等による景気後退の懸念など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社は、2023年1月26日開催の取締役会において、ビジネスモデルの転換を決定いたしました。これは、2022年、シスプラチンミセル (NC-6004) の第Ⅱb相臨床試験及び、Vasucular Biogenics Ltd. (NASDAQ: VBLT) から国内開発・販売権を取得したVB-111の国際共同第Ⅲ相臨床試験が相次いで開発中止となったことを受け、ビジネスモデルを全面的に見直した結果です。具体的には、mRNA医薬の創薬及び知財獲得を進め、当社がスポンサーとなる臨床開発の開始前に、製薬企業にライセンスアウトを行うことを事業の柱といたします。mRNA医薬の研究開発に6年以上に亘り取り組んできた経験と実績及びこの間に築いた豊富なネットワークに、アクセリード株式会社及び傘下企業との協業をブースターとして加え、複数のパイプラインを同時進行でインキュベートし効率的にmRNA医薬のIPを創出するIP Generatorへと変貌してまいります。

なお、当社は、2021年4月、アクセリード株式会社と共同で株式会社PrimRNAを設立し、核酸医薬の研究開発を実施してまいりましたが、研究開発の進捗により当社の医薬品事業における同社の重要性が高まったことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含め、連結計算書類を作成しております。これにより、当連結会計年度は前期実績との比較の記載は行っておりません。また、新型コロナウイルス感染症の当連結会計年度における業績への影響につきましては、当社は医薬品等の研究開発段階にあるため、軽微であったと判断しております。



### (mRNA医薬パイプライン)

COVID-19ワクチンにより急激に大きな市場を獲得したmRNA医薬ですが、既にその他の感染症の予防ワクチン、感染症以外の疾患に対する治療ワクチン、及び組織再生などの疾患治療薬の開発競争が開始されています。当社は、国内企業がmRNA創薬に着手する前から、mRNAを用いた変形性膝関節症に対する再生医薬の開発を推進しており、日本医療研究開発機構（AMED）資金を活用し非臨床開発段階まで進めております。今後、新たに製薬企業や非製薬企業、アカデミア等との共同研究を推進し、新規パイプラインの拡充を推進してまいります。

RUNX1 mRNA： アクセリード株式会社と共同で株式会社PrimRNAを設立し、医師主導第Ⅰ相臨床試験開始に向けた研究開発を行っております。変形性膝関節症モデルにおいて良好な再現性試験結果が得られましたので、非臨床安全性試験及び原薬の製造などを現在進めております。RUNX1 mRNAは、軟骨の増殖・分化に関わる転写因子RUNX1のmRNAを医薬品とするものです。軟骨組織の修復を促進することにより、変形性膝関節症の進行を抑制するとともに疼痛の軽減も実現する革新的な疾患修飾型治療薬を目指し、局所組織再生薬として開発を推進しています。本プロジェクトは、AMEDの医療研究開発革新基盤創成事業に採択されております。

### (mRNA医薬以外のパイプライン)

これまで実施してまいりましたパイプラインの開発も継続して行っております。

コムレクス<sup>®</sup> 耳科用液1.5% (開発コードENT103)： セオリアファーマ株式会社（以下「セオリアファーマ」といいます。）と共同で行った国内第Ⅲ相臨床試験において主要評価項目を達成し、セオリアファーマが2022年4月に外耳炎及び中耳炎を対象に製造販売承認申請を行い、2023年3月、同社は国内製造販売承認を取得しました。2023年度前半の販売開始を見込んでおります。

コムレクス<sup>®</sup>(開発コードENT103)は、新規耳科用抗菌薬です。

NC-6100： 公益財団法人がん研究会有明病院において、再発・進行HER2陰性乳がんを対象に医師主導第Ⅰ相臨床試験が実施されております。NC-6100は、慶應義塾大学等との共同開発プロジェクトであり、転写因子PRDM14に対するsiRNAのDDS製剤です。

TUG1： 脳腫瘍の中で最も悪性度が高い膠芽腫を対象とした医師主導第Ⅰ相臨床試験実施に向け、非臨床安全性試験において良好な成績を得て、現在治験薬の準備などを進めております。  
TUG1は、長鎖非翻訳RNA TUG1に対するASO（アンチセンスオリゴ）のDDS製剤です。本プロジェクトは、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学との共同研究であり、AMEDの革新的がん医療実用化研究事業に採択されております。

(開発完了及び開発中止したパイプライン)

NC-6300： 2021年6月にファスト・トラック指定<sup>\*</sup>を受け、米国における血管肉腫対象の例数追加試験において12例中5例でPR（奏功）を確認、2022年4月に全患者への投与が完了いたしました。ライセンス活動を実施しておりましたが、mRNA医薬のIP創出モデルへの転換に伴い、活動は中止いたしました。  
NC-6300は、エピルビシンのミセル化ナノ粒子製剤です。

※ファスト・トラック指定

米国における画期的な新薬について優先的に審査する、優先審査制度です。完治が難しい疾患に対して高い治療効果が期待される新薬を優先的に審査して早期実用化を促すことを目的とした制度です。

NC-6004： 2022年4月、第Ⅱb相臨床試験の暫定的な解析において、主要評価項目達成の可能性が低いと判断し、開発を中止いたしました。  
NC-6004は、シスプラチンのミセル化ナノ粒子製剤です。

VB-111： 2022年7月に受領した国際共同第Ⅲ相臨床試験（OVAL試験）トップラインデータでは、無増悪生存期間（PFS）の解析において、コントロール群に対して統計的に有意な改善が認められず、開発を中止いたしました。  
VB-111はアデノウイルスベクターによる遺伝子治療用製品です。

## (販売事業の状況)

株式会社アルビオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシア  
ブライティング イマキュレート セラム用の当社技術を応用した原材料を供給しておりま  
す。なお、同社との共同開発製品であるスカルプトータルケア製品「Depth」事業は、  
2022年12月末をもって全品の販売を終了しました。

また、株式会社エイオンインターナショナルとの契約に基づき、治療法がない領域に新  
たな医療を届ける一環として、PRP療法を用いた不妊治療をサポートしております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、化粧品材料供給収入、開発マイルストーン収  
入及びPRP事業に係る売上等により202,189千円、営業損失は1,246,000千円、経常損失  
は1,104,580千円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,310,976千円となりました。

なお、当連結会計年度におきまして、以下の営業外収益、特別利益及び特別損失を計上  
しております。

- ・ 研究開発等に係る補助金収入70,038千円を営業外収益に計上しております。
- ・ 外国為替相場の変動による為替差益60,464千円を営業外収益に計上しております。これ  
は主に、当社の保有する外貨建預金の評価替えにより発生したものであります。
- ・ 第20回新株予約権及び第6回転換社債型新株予約権付社債の発行に伴い、第5回転換社  
債型新株予約権付社債の払込みによる償還を行ったことにより、社債償還益39,030千円  
を特別利益に計上しております。
- ・ 第15回新株予約権の権利行使期間満了のため、新株予約権戻入益27,493千円を特別利  
益に計上しております。
- ・ 投資有価証券のうち、取得価額に比べ時価が著しく下落し、その回復可能性があると思  
えられないものについて減損処理を行ったことにより、投資有価証券評価損268,000  
千円を特別損失に計上しております。

また、当連結会計年度は連結計算書類の作成初年度であるため、前期実績との比較分析  
は行っておりません。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年2月13日付でTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合に対し、第三者割当による第6回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第20回新株予約権の発行を行いました。なお、当該第三者割当については、金銭による払込に代えて、当社が2021年5月10日に発行した第5回無担保転換社債型新株予約権付社債が出資されております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区分	第24期 (2020年3月期)	第25期 (2021年3月期)	第26期 (2022年3月期)	第27期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高 (百万円)	—	—	—	202
経常利益 (△損失) (百万円)	—	—	—	△1,104
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	—	—	—	△1,310
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	—	—	—	△18.70
総資産 (百万円)	—	—	—	5,784
純資産 (百万円)	—	—	—	4,253
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	60.61

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第26期以前の状況は記載しておりません。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社PrimRNA	1,000	90%	医薬品の研究開発

(注) 研究開発の進捗により当社の医薬品事業における同社の重要性が高まったことに伴い、当連結会計年度より連結子会社といたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社は2023年1月に治療モダリティをmRNA医薬に絞り、非臨床段階で製薬企業へライセンスアウトし収益を得るIP創出型のビジネスモデルに転換しました。大きな資金及びリソースの投入が必要な後期臨床開発を行わずにリターンを得る「IP Generator」型企業として成長を目指します。第28期（2024年3月期）におきましては、当社の成長戦略として、「mRNA医薬のIPジェネレーターへのパラダイムシフト」を掲げ、以下の3項目を重点目標としています。

##### ①mRNAシーズの探索と取り込み

mRNA医薬のパイプラインを拡充し、医療の現場から求められるライセンス候補の創製を推進いたします。その為に、mRNA医薬のシーズ或いは技術基盤を保有する世界中のアカデミア、バイオベンチャー等とのオープンイノベーションを進め、速やかにIPを獲得し、ライセンス契約を成立させることを目標としてまいります。

##### ②アクセリードグループとの連携強化

創薬の初期段階から非臨床試験及びmRNA製造の専門家集団であるアクセリードグループとの協業により、迅速にmRNA医薬候補の創製を進めることが可能となりました。また同グループの情報網を利用し、製薬会社の創薬ニーズを正確に把握し、新規mRNA医薬のライセンスアウトの成功確率を高めてまいります。このように、外部リソースの最大限活用により、研究開発に係る固定費を削減し、IP導出までのサイクルを効率的に回し、持続的にマイルストーン収入を得て、さらなる成長を目指します。

##### ③医師主導治験の実施

臨床試験の実施については、競争的資金の獲得或いはパートナーからの開発資金提供を条件として、資金投入の効果を見極めながら当社による実施の可否を判断いたします。この方針に従い、既にAMED資金を獲得した以下の2つのパイプラインについて第28期中の医師主導治験開始を目指します。

- ・RUNX1 mRNAは、アクセリードと共同で設立したPrimRNAが主体となり、変形性関節症（OA）に対する機能維持治療法の開発を目指した研究開発プロジェクトです。
- ・TUG1 ASOは、脳腫瘍の中で最も悪性度の高い膠芽腫に対する治療薬として国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学との共同研究開発プロジェクトです。

#### (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社の主たる事業は、核酸医薬開発及びDDS技術の知見を活かしつつ、アクセリードグループをはじめとする他企業との協業等を活用することで効率的に複数のmRNA医薬の創薬及び知財獲得を進め、後期臨床開発ステージに入る時点までに、製薬企業にライセンスアウトを行うことです。mRNA医薬の研究開発経験と実績及びこの間に築いた豊富なネットワークを生かして、多数のパイプラインを同時並行でインキュベートしmRNA治療薬のIPを創出するIP Generator企業となることを目指しております。

現在、核酸医薬NC-6100 (乳がん) が臨床第 I 相試験の段階、mRNA医薬パイプラインであるRUNX1が非臨床試験段階、セオリアファーマ株式会社との共同開発品であるコムレクス<sup>®</sup>(開発コードENT103)は、外耳炎及び中耳炎を対象に製造販売承認取得済であり、2023年度前半の販売開始を予定しております。

#### (6) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

##### ① 当社

本 社	東京都中央区
研 究 所	神奈川県川崎市川崎区

##### ② 子会社

株式会社PrimRNA	東京都中央区
-------------	--------

#### (7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

##### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
17名	—

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。  
2. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期実績との比較は行っておりません。

##### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	7名減	50歳	8.7年

- (注) 使用人数は就業員数であります。

**(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)**

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)**

**(1) 発行可能株式総数** 130,122,800株

**(2) 発行済株式の総数** 70,151,558株

(注) 当社は、監査等委員でない取締役(社外取締役を含む。)5名及び従業員15名に対して譲渡制限付株式付与のため、2022年8月12日付で普通株式140,300株を発行いたしました。

**(3) 株主数** 38,810名

**(4) 大株主 (上位10名)**

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
信 越 化 学 工 業 株 式 会 社	1,660,000株	2.37%
中 富 一 郎	954,000	1.36
ノ ー リ ツ 鋼 機 株 式 会 社	750,000	1.07
セ ン ト ラ ル 短 資 株 式 会 社	704,400	1.00
野 村 證 券 株 式 会 社	677,600	0.97
京 滋 建 設 株 式 会 社	640,900	0.91
木 村 昌 二	610,000	0.87
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 2 2 3	575,600	0.82
松 井 証 券 株 式 会 社	568,300	0.81
大 和 証 券 株 式 会 社	455,700	0.65

(注) 持株比率は、自己株式(11,427株)を控除して計算しております。



#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、監査等委員でない取締役（社外取締役を含む。）5名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年8月12日付で以下のとおり普通株式118,800株を交付いたしました。

区分	交付した株式の数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）	111,600株	3名
社外取締役（監査等委員を除く）	7,200株	2名

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度末における新株予約権等の状況

名称 (発行年月日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	行使価額
第20回新株予約権 (2023年2月13日)	2023年2月13日 ～2025年12月26日	102,642 個	10,264,200 株	154 円

#### (2) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (4) その他新株予約権等の状況

- ①2023年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第6回無担保転換社債型新株予約権付社債1,108百万円に付された新株予約権

新株予約権の総数	39個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額で除した数とする。
転換価額	154円
新株予約権の発行価額	無償
割当先	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

- ②2023年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第20回新株予約権

新株予約権の数	102,642個
目的である株式の種類と数	普通株式 10,264,200株 (1個につき100株)
新株予約権の払込金額	第5回無担保転換社債型新株予約権付社債1個 (額面金額28,750千円)
新株予約権の行使価額	1株につき 154円
新株予約権の行使期間	2023年2月13日から2025年12月26日まで
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況

(2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	秋永士朗	CEO兼研究開発本部長CSO
取締役会長	松村 淳	株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長CEO アクセリード株式会社取締役会長 アクセルマーク株式会社取締役
取締役副会長	松山 哲人	株式会社イントラスト取締役
取締役	藤本 浩治	コーポレート本部長
取締役	岡野 光夫	東京女子医科大学名誉教授・特任顧問 米国ユタ大学薬学部併任教授・細胞シート再生医療センター長
取締役	片岡 一則	公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長・ナノ医療イノベーションセンターセンター長 東京大学名誉教授 日産化学株式会社取締役
取締役	飯野 智	株式会社ウィズ・パートナーズ取締役COO兼Co-CIO アクセリード株式会社取締役 株式会社ARCALIS代表取締役 株式会社IPガイア代表取締役会長 アクセルマーク株式会社取締役 株式会社C R I・ミドルウェア取締役
取締役	長谷川 由紀	株式会社ウィズ・パートナーズヘルスケアインベストメントヘッド 株式会社IPガイア取締役
取締役 (監査等委員)	宮嶋 勝春	
取締役 (監査等委員)	中山 美恵子	悠綜合法律事務所パートナー弁護士
取締役 (監査等委員)	川井 隆史	ハンズオン・CFO・パートナーズ株式会社代表取締役 TAマネージメントかわい公認会計士・税理士事務所代表 株式会社グローバルダイニング取締役

- (注) 1. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 取締役松村淳、岡野光夫、片岡一則、飯野智及び長谷川由紀並びに監査等委員である取締役中山美恵子及び川井隆史は社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役川井隆史は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、取締役岡野光夫及び片岡一則並びに監査等委員である取締役中山美恵子及び川井隆史を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中に取締役の地位及び担当が次のとおり変更されました。

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況		
	異動前	異動後	異動年月日
秋永士朗	取締役 研究開発本部長CSO	代表取締役社長CEO 兼 研究開発本部長CSO	2022年12月16日
松山哲人	代表取締役社長CEO	取締役	2022年12月16日
松村淳	取締役	取締役会長	2023年1月26日
松山哲人	取締役	取締役副会長	2023年1月26日

## (2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

## (3) 取締役会の実効性に関する評価

当社は、取締役会の意思決定機能、経営監督機能の実効性を確認し改善するため、取締役会全体の実効性について評価を行っております。

全取締役（監査等委員を含む）にアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会において、現状における取締役会の実効性、今後の課題等について報告・検討いたしました。

その結果、取締役会においては、社外取締役、監査等委員も含めた各取締役による専門分野に応じた発言や自由闊達な議論により議案の審議は適切に行われ、審議事項や時間についても概ね適切な運用が行われていることを確認しており、取締役会の実効性は十分に確保されているものと評価しております。

今後も取締役会全体の実効性を更に高めるべく、必要な施策を適宜検討・実行してまいります。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

## (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は以下の役員等賠償責任保険契約を締結しております。

### ① 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の全ての役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

## (6) 取締役の報酬等

### ① 当事業年度における報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	81 (6)	57 (4)	23 (1)	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	10 (6)	10 (6)	－ (－)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	92 (12)	68 (10)	23 (1)	8 (4)

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

2. 取締役（監査等委員を除く）の員数は8名ですが、無支給者が3名いるため、支給員数と合致しております。

3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において同方針の一部変更に関する決議を行っております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決

定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として決定され、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成される。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の要因を考慮し、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしている。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に付与される譲渡制限付株式報酬の額は、定時株主総会の日から1か月以内に開催される取締役会において役位毎に定められた額が決定され、同取締役会決議から1ヶ月を経過する日までに付与される。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の額の割合は、当社の業績及び業績への各人の貢献度、社会情勢など諸般の要因を考慮し決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名・報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役に提示し、審議を経て取締役会決議により決定される。

f. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項なし。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、8名（うち、社外取締役は5名）です。

これに加えて、取締役（監査等委員を除く）の株式報酬の限度額は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会において、年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）、株式数の上限を年200,000株以内（社外取締役も付与対象）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、8名（うち、社外取締役は5名）です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の第25回定時株主総会において40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

## (7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役松村淳は、株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役社長CEO、アクセリード株式会社取締役会長を兼務しております。なお、株式会社ウィズ・パートナーズの組成するTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、2023年3月31日現在で、当社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を39個、第20回新株予約権を102,642個保有しております。また、当社はアクセリード株式会社と共同で株式会社PrimRNAを設立し、mRNA医薬の研究開発事業を行っております。さらに、同社の子会社である株式会社ARCALISとの間で研究所施設の賃貸借契約を締結し、当社は賃料等の支払いを受けております。このほか、アクセリード株式会社とは包括的協業関係にあり、本協業下で当社のmRNA創薬事業における製造、各種試験、事業開発等の委託を行っております。
- ・ 取締役岡野光夫は、東京女子医科大学名誉教授・特任顧問及び米国ユタ大学薬学部の併任教授・細胞シート再生医療センター長を兼務しております。なお、当社は東京女子医科大学及びユタ大学との間に取引関係はありません。
- ・ 取締役片岡一則は、公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長・ナノ医療イノベーションセンターセンター長及び東京大学名誉教授を兼務しております。当社は、公益財団法人川崎市産業振興財団より研究所施設を賃借しております。また、当社は同財団及び東京大学との間で共同研究及びそれに付随する取引があります。
- ・ 取締役飯野智は、株式会社ウィズ・パートナーズ取締役COO兼Co-CIO、アクセリード株式会社取締役、株式会社ARCALIS代表取締役及び株式会社IPガイア代表取締役会長を兼務しております。なお、株式会社ウィズ・パートナーズの組成するTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、2023年3月31日現在で、当社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を39個、第20回新株予約権を102,642個保有しており

ます。また、当社はアクセリード株式会社と共同で株式会社PrimRNAを設立し、mRNA医薬の研究開発事業を行っております。さらに、同社の子会社である株式会社ARCALISとの間で研究所施設の賃貸借契約を締結し、当社は賃料等の支払いを受けております。このほか、アクセリード株式会社及び株式会社IPガイアとは包括的協業関係にあり、本協業下で当社のmRNA創薬事業における製造、各種試験、事業開発等の委託を行っております。

- ・取締役長谷川由紀は、株式会社ウィズ・パートナーズヘルスケアインベストメントヘッド及び株式会社IPガイア取締役を兼務しております。なお、株式会社ウィズ・パートナーズの組成するTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合は、2023年3月31日現在で、当社第6回無担保転換社債型新株予約権付社債を39個、第20回新株予約権を102,642個保有しております。このほか、株式会社IPガイアとは包括的協業関係にあり、本協業下で当社のmRNA創薬事業における事業開発等の委託を行っております。
- ・監査等委員である取締役中山美恵子は、悠綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社と同法律事務所との間に取引関係はありません。
- ・監査等委員である取締役川井隆史は、ハンズオン・CFO・パートナーズ株式会社代表取締役及びTAMマネージメントかわい公認会計士・税理士事務所代表を兼務しております。なお、当社と同社及び同公認会計士・税理士事務所との間に取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役片岡一則は、日産化学株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間では、共同研究及びこれに付随する取引があります。
- ・取締役松村淳は、アクセルマーク株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に取引関係はありません。
- ・取締役飯野智は、アクセルマーク株式会社及び株式会社C R I・ミドルウェアの取締役を兼務しております。なお、当社と両社との間に取引関係はありません。
- ・監査等委員である取締役川井隆史は、株式会社グローバルダイニングの取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間に取引関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 岡 野 光 夫	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。当社創業メンバーの一人として、研究開発方針、研究開発活動の決定等において技術的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について意見をいただいております。社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。



	活 動 状 況
取締役 片岡 一 則	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。当社創業メンバーの一人として、バイオマテリアルに関する豊富な知見を活かし、研究開発体制や核酸創薬の研究開発方針に関する発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について意見をいただいております、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役 松村 淳	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を保有しており、企業経営の専門家としての視点に基づき、当社の事業戦略や成長シナリオに関しての発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役 飯野 智	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。投資会社においてヘルスケア・IT領域を中心とした多数のベンチャー企業への投資・育成経験があることから、これまでの知見を活かし、当社の事業開発分野等に関する有益な発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役 長谷川 由 紀	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。研究機関及び製薬会社において研究者として長年の経験を有し、投資会社においてはヘルスケア領域を中心に投資・育成を行ってきた経験を生かし、当社の研究開発やIR戦略等につき発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 中山 美恵子	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査等委員会16回全てに出席いたしました。弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、当社経営全般を監視し、取締役会において、客観的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、内部統制の適正性等に関し適宜、必要な発言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 川井 隆 史	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査等委員会16回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地及び事業会社における経営管理部門での経験に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のリスク管理体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行い、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

やまと監査法人

### (2) 報酬等の額

① 当事業年度における会計監査人としての報酬等の額 18,500千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額 18,500千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人やまと監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,668,826</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>364,101</b>
現金及び預金	2,811,624	買掛金	6,183
受取手形	8,470	未払法人税等	5,544
売掛金	27,500	その他	352,373
有価証券	1,632,079	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,166,846</b>
原材料及び貯蔵品	648	転換社債型新株予約権付社債	1,108,916
その他	188,503	繰延税金負債	9,488
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,115,564</b>	資産除去債務	25,997
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	その他	22,444
建物及び構築物	56,721	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,530,947</b>
機械装置	382,344	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	12,147	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,247,209</b>
減価償却累計額	△451,214	資本金	119,150
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>149</b>	資本剰余金	5,499,591
その他	149	利益剰余金	△ 1,371,505
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,115,414</b>	自己株式	△ 27
投資有価証券	886,168	その他の包括利益累計額	4,180
その他	229,246	その他有価証券評価差額金	4,180
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,784,390</b>	新株予約権	2,052
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,253,443</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>5,784,390</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	202,189
売上原価	42,590
売上総利益	159,599
販売費及び一般管理費	1,405,599
営業損失	1,246,000
営業外収益	
受取利息	25,369
為替差益	60,464
補助金収入	70,038
雑収入	143
営業外費用	
株式交付費	469
新株予約権発行費	5,633
社債発行費	5,671
雑損失	2,820
経常損失	1,104,580
特別利益	
固定資産売却益	4,531
新株予約権戻入益	27,493
社債償還益	39,030
特別損失	
固定資産除売却損	50
減損損失	6,912
投資有価証券評価損	268,000
税金等調整前当期純損失	1,308,486
法人税、住民税及び事業税	2,490
当期純損失	1,310,976
親会社株主に帰属する当期純損失	1,310,976

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,579,632</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>105,689</b>
現金及び預金	2,755,805	買掛金	6,183
受取手形	8,470	未払金	32,023
売掛金	27,500	未払費用	3,450
有価証券	1,632,079	未払法人税等	5,474
原材料及び貯蔵品	648	前受金	54,294
前渡金	62,544	預り金	4,262
前払費用	42,889	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,166,846</b>
未収消費税等	35,983	転換社債型新株予約権付社債	1,108,916
未収入金	9,411	繰延税金負債	9,488
その他	4,299	資産除去債務	25,997
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,115,564</b>	長期預り保証金	22,444
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,272,536</b>
建物附属設備	55,016	<b>純 資 産 の 部</b>	
構築物	1,705	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,416,427</b>
機械及び装置	382,344	資本金	119,150
工具、器具及び備品	12,147	資本剰余金	5,499,591
減価償却累計額	△451,214	資本準備金	5,499,591
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>149</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△ 1,202,287</b>
実施許諾権	0	その他利益剰余金	△ 1,202,287
電話加入権	149	繰越利益剰余金	△ 1,202,287
ソフトウェア	0	<b>自 己 株 式</b>	<b>△27</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,115,414</b>	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>4,180</b>
投資有価証券	886,168	その他有価証券評価差額金	4,180
関係会社株式	0	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>2,052</b>
長期前払費用	22,692	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,422,661</b>
敷金及び保証金	206,553	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>5,695,197</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,695,197</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	202,189
売上原価	42,590
売上総利益	159,599
販売費及び一般管理費	1,296,090
営業損失	1,136,491
営業外収益	
受取利息	25,369
為替差益	60,474
補助金収入	70,038
雑収入	143
営業外費用	
株式交付費	469
新株予約権発行費	5,633
社債発行費	5,671
雑損失	2,820
経常損失	995,061
特別利益	
固定資産売却益	4,531
新株予約権戻入益	27,493
社債償還益	39,030
特別損失	
固定資産除売却損失	50
減損損失	6,912
投資有価証券評価損	268,000
関係会社株式評価損	900
税引前当期純損失	1,199,867
法人税、住民税及び事業税	2,420
当期純損失	1,202,287

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

ナノキャリア株式会社  
取締役会 御中

やまと監査法人  
東京都港区

指 定 社 員	公認会計士	南 出 浩 一
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	木 村 喬
業 務 執 行 社 員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナノキャリア株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナノキャリア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

- ・ 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
- ・ 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- ・ 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

ナノキャリア株式会社  
取締役会 御中

やまと監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 南 出 浩 一  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 喬  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナノキャリア株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。審議の結果、監査等委員会の意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

ナノキャリア株式会社 監査等委員会  
監査等委員 宮嶋勝春 ㊟  
監査等委員 中山美恵子 ㊟  
監査等委員 川井隆史 ㊟

(注) 監査等委員 中山美恵子及び川井隆史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

- 日時** 2023年6月29日（木曜日）  
午前10時 開会  
※開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないよう  
ご注意ください。
- 会場** 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号  
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2  
(東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 8階)



### <交通のご案内>

#### J R

山手線・京浜東北線「有楽町駅」……………徒歩約5分

#### 地下鉄

東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結  
東京メトロ有楽町線「有楽町駅」地下道経由……………徒歩約4分  
東京メトロ丸ノ内線・銀座線「銀座駅」地下道経由……………徒歩約5分